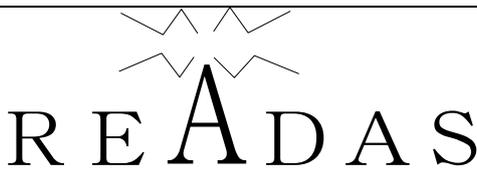


|                |  |                          |
|----------------|--|--------------------------|
| 第<br>5357<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行         |
|                |  | リーダスクラブFAXニュース           |
|                |  | (2015年)平成27年 11月 26日 木曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 役員退職金

**Q**：役員に対する退職金は、過大と認められると損金に算入されないそうですが、どのようなになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

法人税では、使用人(特殊関係使用人を除く)に対する退職金については損金算入に制限を設けていませんが、役員の退職金については、不相当に高額と認められる部分の金額は損金に算入できないとしています。

そして、不相当に高額かどうかは、その役員の業従事期間、退職の事情、同規模同業種の類似法人の役員退職給与の支給状況等に照らして判断することとされています。

とはいうものの、高額かどうかを判断するのが難しく、実務では一般に次のような方法で算定しています。

#### ①功績倍率法

役員退職時の報酬月額に、役員としての勤続年数を乗じ、それに功績倍率を乗じて算定した金額を適正役員退職金とする方法です。

退職時の報酬月額×勤続年数×功績倍率

功績倍率について定められたものではありませんが、一般的に2-3倍であれば問題ないといわれているケースが多いようです。

#### ②1年当たり平均額法

類似法人における役員退職金の1年当たりの平均額を求め、これに退職する役員の勤続年数を乗じて算定した金額を適正役員退職金とする方法です。

